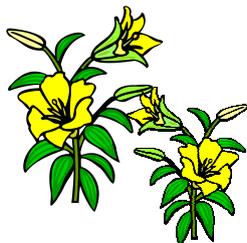


火葬料補助金制度について

本町では、住民の方が亡くなられ、火葬された場合に、その費用の一部を補助金として交付しています。

対象	本町に住民登録または外国人登録がある方が、亡くなった場合 あるいは、死産（妊娠12週以上）した場合
申請期間	火葬が許可された日から6か月以内
申請者	火葬をおこなった人（火葬の許可を受けた人）
必要書類	・ 火葬をおこなった認証のある <u>火葬許可証</u> の写し ※火葬後、収骨時に骨箱に入れている場合もあります。 ・ 振込先口座が確認できる書類



問合せ先： 久御山町役場 住民課

TEL 075-631-6114

0774-45-0014

FAX 075-632-5933